

電気通信事業における会計制度概要

(役務別損益の計算方法を中心として)

平成20年10月29日
総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

1 電気通信事業会計制度の法的枠組み

電気通信事業会計は、利用者料金算定の適正化の観点から、電気通信事業固有の規制会計として設けられたものであり、電気通信事業は、財務諸表等規則にいう「別記事業」に含まれており、**電気通信事業会計規則で定める様式や作成方法等に従い、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成すれば、それが会社法に基づく計算書類等の様式等にも適合することとされている。**

財務諸表等規則の別記に掲げる事業。電気通信事業(第11号)の他、電気事業(第12号)やガス事業(第13号)等が該当

電気通信事業法

(会計の整理)

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する**基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため**、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、**その会計を整理しなければならない。**

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 略

13 **第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は**、総務省令で定めるところにより、**第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し**、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を**公表しなければならない。**

省令

電気通信事業会計規則

【目的】

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その**財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること**

電気通信事業会計

第一種指定電気通信設備接続会計規則

【目的】

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって**接続料の適正な算定に資すること**

接続会計

2 電気通信事業会計と接続会計

電気通信事業会計の損益計算書上の損益については、同会計における指定電気通信役務損益明細表や基礎的電気通信役務損益明細表等において、役務区分別等に整理・計上される。

また、電気通信事業会計の損益計算書上の費用と貸借対照表上の資産は、接続会計において、設備区分別に整理・計上される。

【電気通信事業会計】

(損益計算書)

| | | |
|---------|--------|----------|
| 経常損益 | 営業損益 | 電気通信事業損益 |
| | | 収益 |
| | | (何)収入 |
| | | 費用 |
| | | 営業費 |
| | | 運用費 |
| | | 施設保全費 |
| | | 共通費 |
| | | 管理費 |
| | | 試験研究費 |
| 減価償却費 | | |
| 固定資産除却費 | | |
| 通信設備使用料 | | |
| 租税公課 | | |
| | (何)業損益 | |
| | 営業外損益 | |
| | 特別損益 | |

(指定電気通信役務損益明細表)

| | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|----------|----|----|----|
| 基本料 | 市内通話 | 市外通話 | 公衆電話 | 一般専用 | 高速デジタル伝送 | .. | .. | .. |
|-----|------|------|------|------|----------|----|----|----|

役務区分別

【接続会計】

| | | | | | | | | | | | |
|-------|------|--------|--------|-------|--------|----|----|----|-------|--------|----|
| 端末伝送路 | 主配線盤 | 端末交換設備 | 中継交換設備 | 信号網設備 | 番号案内DB | .. | .. | .. | 県間伝送路 | サービス活動 | .. |
|-------|------|--------|--------|-------|--------|----|----|----|-------|--------|----|

管理部門

利用部門

3 電気通信事業会計における営業費用の配賦基準(省令)

二以上の種類の役務に関連する営業費用の配賦基準は、電気通信事業会計規則別表でその原則を規定している。

NTT東西は、この原則に基づき、実際に指定電気通信役務損益明細表等を作成する際に用いた配賦基準を記した**損益配賦方法書**を、財務諸表の提出の際に併せて**総務大臣に提出**している。➡ **非公表**

電気通信事業会計規則

別表第二 様式第13 基礎的電気通信役務損益明細表 (記載上の注意)

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

| | |
|-----------|--|
| 営業費用 | |
| 窓口料金販売その他 | 契約申込等件数比 料金請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。)又は回線数比 |
| 運用費 | 加入数比又は取扱量比 |
| 施設保全費 | 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比 |
| 共通費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 管理費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 試験研究費 | 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比 |
| 研究費償却 | 同上 |
| 減価償却費 | 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。)比 |
| 固定資産除却費 | 関連する固定資産価額比 |
| 通信設備使用料 | 回線数比又は取扱量比 |
| 租税公課 | |
| 固定資産税等 | 関連する固定資産価額比 |
| 事業所税 | 管理部門等の人員費比 |

別表第二 様式第14 指定電気通信役務損益明細表 (記載上の注意)

(1) 二以上の細目の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの細目の役務に配賦すること。

| | |
|-----------|--|
| 営業費用 | |
| 窓口料金販売その他 | 契約申込等件数比 料金請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。)又は回線数比 |
| 運用費 | 加入数比又は取扱量比 |
| 施設保全費 | 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比 |
| 共通費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 管理費 | 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比 |
| 試験研究費 | 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比 |
| 研究費償却 | 同上 |
| 減価償却費 | 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。)比 |
| 固定資産除却費 | 関連する固定資産価額比 |
| 通信設備使用料 | 回線数比又は取扱量比 |
| 租税公課 | |
| 固定資産税等 | 関連する固定資産価額比 |
| 事業所税 | 管理部門等の人員費比 |

4 基礎的電気通信役務損益明細表等 (NTT東日本 平成20年6月30日発表)

1 基礎的電気通信役務損益明細表 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) (単位:百万円)

| 役務の種類 | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 |
|--------------------|-----------|-----------|----------|
| 基礎的電気通信役務 | 451,834 | 515,612 | △ 63,778 |
| 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務 | 1,417,090 | 1,311,667 | 105,422 |
| 合計 | 1,868,925 | 1,827,280 | 41,644 |

(注) 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務に含まれる電報は、営業収益24,210百万円、営業費用17,687百万円、営業利益6,523百万円であります。

2 指定電気通信役務損益明細表 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) (単位:百万円)

| 役務の種類 | | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 | | |
|---------------------|--------|-----------|-----------|----------|----------|--------|
| 指定電気通信役務 | 音声伝送役務 | 基本料 | 593,424 | 621,665 | △ 28,240 | |
| | | 市内通信 | 77,015 | 45,171 | 31,844 | |
| | | 市外通信 | 28,011 | 16,791 | 11,220 | |
| | | 公衆電話 | 5,891 | 10,088 | △ 4,197 | |
| | | その他 | 24,399 | 18,182 | 6,216 | |
| | 小計 | | 728,743 | 711,900 | 16,842 | |
| | 専用役務 | 一般専用 | 市内専用 | 19,427 | 16,798 | 2,628 |
| | | | 市外専用 | 6,186 | 2,114 | 4,072 |
| | | | 小計 | 25,613 | 18,913 | 6,700 |
| | | 高速デジタル伝送 | 市内専用 | 16,322 | 8,266 | 8,056 |
| | | | 市外専用 | 7,220 | 2,805 | 4,415 |
| | | | 小計 | 23,543 | 11,071 | 12,472 |
| | | その他 | 3,548 | 3,243 | 304 | |
| | 小計 | | 52,704 | 33,227 | 19,476 | |
| 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務 | | 207,757 | 286,984 | △ 79,227 | | |
| 小計 | | 989,205 | 1,032,112 | △ 42,907 | | |
| 指定電気通信役務以外の電気通信役務 | | 879,720 | 795,167 | 84,552 | | |
| 合計 | | 1,868,925 | 1,827,280 | 41,644 | | |

(注) 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に含まれる音声伝送役務は、営業収益425百万円、営業費用271百万円、営業利益154百万円、データ伝送役務は営業収益78,195百万円、営業費用84,315百万円、営業利益 6,120百万円であります。

「指定電気通信役務以外の電気通信役務」には、次世代ネットワーク (NGN) を利用した商用サービスに係る損益が含まれております。

(備考) 計数は、NTT東日本がホームページで公表している「電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項」による。

5 附帯事業損益明細表

電気通信事業会計規則では、様式第2で損益計算書の様式が定められており、営業損益については、電気通信事業営業損益とその他の営業損益(附帯事業損益)を区分経理することとされている。附帯事業損益については、附帯事業損益明細表(様式第16)でその内訳を公表している。(省令第16条)

(損益計算書) 省令様式第2で規定

| 区 分 | 所要額 |
|------------|-----|
| 電気通信事業営業損益 | |
| (1) 営業収益 | |
| (2) 営業費用 | |
| 1 営業費 | |
| 2 運用費 | |
| 3 施設保全費 | |
| | |
| 10 租税公課 | |
| 電気通信事業営業損益 | |
| 附帯事業営業損益 | |
| (1) 営業収益 | |
| (2) 営業費用 | |
| 附帯事業営業利益 | |
| 営業利益 | |
| | |

(附帯事業損益明細表) 省令様式第16で規定

| 区 分 | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 |
|-----|------|------|------|
| | | | |
| | | | |

(注) (別表第1)

電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの事業に配賦する。

- ・ 共通費： 関連する固定資産価額(取得原価をいう。管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比又は管理・共通部門以外の部門の人員費比若しくは支出額比
- ・ 管理費： 関連する固定資産価額比又は管理部門以外の部門の人員費比若しくは支出額比
- ・ 試験研究費： 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
- ・ 研究費償却： 同上
- ・ 減価償却費： 関連する固定資産額(帳簿価額をいう。以下この別表において同じ。)比
- ・ 固定資産除却費： 関連する固定資産価額比
- ・ 租税公課
 固定資産税等： 関連する固定資産価額比
 事業所税： 管理部門等の人員費比

6 附帯事業損益明細表例(NTT東日本 平成20年6月30日発表)

(19年度決算 NTT東日本 P/L)

単位:百万円

| 区 分 | 所要額 |
|------------|-----------|
| 電気通信事業営業損益 | |
| (1) 営業収益 | 1,868,925 |
| (2) 営業費用 | 1,827,280 |
| 1 営業費 | 511,430 |
| 2 運用費 | 15,624 |
| 3 施設保全費 | 470,589 |
| 4 共通費 | 95,845 |
| 5 管理費 | 109,778 |
| 6 試験研究費 | 54,959 |
| 7 減価償却費 | 418,168 |
| 8 固定資産除却費 | 37,120 |
| 9 通信設備使用料 | 38,363 |
| 10 租税公課 | 75,399 |
| 電気通信事業営業損益 | 41,644 |
| 附帯事業営業損益 | |
| (1) 営業収益 | 133,834 |
| (2) 営業費用 | 130,487 |
| 附帯事業営業利益 | 3,347 |
| 営業利益 | 44,992 |
| 営業外収益 | |
| 1 受取利息 | 55 |
| 2 受取配当金 | 3,938 |
| | |

(附帯事業損益明細表)

単位:百万円

| 区 分 | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 |
|----------|---------|---------|-------|
| お買上げ | 51,785 | 57,833 | 6,048 |
| 受託 | 72,446 | 63,682 | 8,764 |
| コンサルティング | 2,572 | 1,934 | 638 |
| その他の附帯業務 | 984 | 3,356 | 2,372 |
| 目的達成業務 | 6,045 | 3,680 | 2,365 |
| 計 | 133,834 | 130,487 | 3,347 |

(注) 区分の解説(NTT東日本財務部に電話で照会して聴取)

- ・ お買上げ: 電話機、FAX等の機器類の販売
- ・ 受託: 電気通信機器の設計、保守
- ・ コンサルティング: 電気通信システムの構築のコンサルティング
- ・ その他の附帯業務: パソコンのセットアップ、ネット接続等
- ・ 目的達成業務: 他社商品の販売・取り次ぎ等

7 電気通信事業会計制度のまとめ

電気通信事業と電気通信事業以外の事業(附帯事業)については、損益計算書上で、会計分離されており、附帯事業の内訳についても公表されている。

また、電気通信事業損益については、役務別会計と接続会計のそれぞれについてサービス別、設備区分別に整理・計上されている。

【電気通信事業会計】

(損益計算書)

